

市第49号議案

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正
 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 7 日提出

横浜市長 山中 竹 春

横浜市条例（番号）

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人こまちぷらすの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人こどもネットミュージアム	神奈川区鶴屋町 2 丁目 21 番地の 8	令和 5 年 1 月 1 日から 令和 10 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人こまちぷらす	戸塚区戸塚町 145 番地の 6	令和 6 年 1 月 1 日から 令和 10 年 12 月 31 日まで

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人こどもネットミ

ユージアムの項に係る部分に限る。) は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表特定非営利活動法人こまちぷらすの項の規定は、この規定に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

提 案 理 由

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を追加する等のため、地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例 第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間
<u>特定非営利活動法人こまちぷら</u> <u>す</u>	<u>戸塚区戸塚町145番地の 6</u>	<u>平成30年 1 月 1 日から</u> <u>平成35年12月31日まで</u>
(省 略)		
<u>特定非営利活動法人こどもネット</u> <u>ミュージアム</u>	<u>神奈川区鶴屋町 2 丁目21番</u> <u>地の 8</u>	<u>令和 5 年 1 月 1 日から</u> <u>令和10年12月31日まで</u>
<u>特定非営利活動法人こまちぷら</u> <u>す</u>	<u>戸塚区戸塚町145番地の 6</u>	<u>令和 6 年 1 月 1 日から</u> <u>令和10年12月31日まで</u>

